

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、軽自動車税賦課徴収事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税賦課徴収事務
②事務の概要	地方税法の規定に則り 車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力
③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自物件ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項 別表の24の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令」(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表 48の項 【情報提供の根拠】 実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部税務課税制係 0289-63-2117
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<div>判断の根拠</div>	住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としていること。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	<div> ☐ 十分に行っている ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<div> ☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 [] </div> <div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div>	
	当該対策は十分か【再掲】	<div> ☐ 十分である ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
判断の根拠	事務取扱者及び担当業務を定め、ユーザ認証の管理とアクセス権限の管理を行っていること。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の項番号27の項	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第7項 別表第二の頁番号27の項 【情報照会の根拠】 なし	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 藤野元宏	税務課長 小林和弘	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月19日 時点	平成29年6月16日 時点	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月19日 時点	平成29年6月16日 時点	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項 別表第一の16の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項 別表第一の16の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第7項 別表第二の頁番号27の項 【情報照会の根拠】 なし	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第7号 別表第二の頁番号27の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条 【情報照会の根拠】 なし	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部税務課税制係	財務部税務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 小林和弘	税務課長	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月16日 時点	平成31年1月22日 時点	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月16日 時点	平成31年1月22日 時点	事後	
平成31年3月22日	IVリスク対策	なし	新規記入	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月22日 時点	令和2年7月30日	事後	
令和2年7月30日	II しきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年1月22日 時点	令和2年7月30日	事後	
令和3年10月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第7号 別表第二の頁番号27の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号 別表第二の頁番号27の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条	事後	
令和3年10月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	財務部税務課	行政経営部税務課	事後	
令和3年10月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務部総合政策課総務係	総合政策部総合政策課総務係	事後	
令和3年10月27日	I 関連情報 8・特定個人情報ファイルの取	財務部税務課税制係	行政経営部税務課税制係	事後	
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年7月30日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年7月30日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項 別表第一の16の項 ・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第16条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第16条 	事後	
令和6年11月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号 別表第二の頁番号27の項 ・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府、総務省令第7号）第20条 	【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号）第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 実施しない	事後	
令和6年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である 住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としていること。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考える対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 事務取扱者及び担当業務を定め、ユーザ認証の管理とアクセス権限の管理を行っていること。	事後	
令和7年5月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年5月28日 時点	事後	
令和7年5月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和7年5月28日 時点	事後	
令和7年5月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法第442条の2の規定に則り 車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。	地方税法の規定に則り 車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	行政経営部税務課	財務部税務課	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	行政経営部税務課税制係	財務部税務課税制係	事後	
令和8年10月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年5月28日 時点	令和8年9月15日 時点	事後	
令和8年10月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年5月28日 時点	令和8年9月15日 時点	事後	